

第47回全国豊かな海づくり大会ウェブサイト構築業務委託
公募型プロポーザル審査要領

1 目 的

この要領は、第47回全国豊かな海づくり大会ウェブサイト構築業務委託における公募型プロポーザル審査委員会設置要領に基づき、第47回全国豊かな海づくり大会ウェブサイト構築業務委託の業務委託候補者を選定するための審査に関して、必要な事項を定める。

2 プレゼンテーション審査会

日時：令和8年11月24日（火）以降

方法：1社につき30分程度（説明15分、質疑応答15分）

※プレゼン時間は参加者数によって短縮される場合がある。

※日時、場所等の詳細については参加資格認定通知に記載する。

3 審査対象

この要領における審査対象は次の各号に掲げるものとする。

（1）企画提案提出書類

（2）プレゼンテーション（質疑応答を含む。）

※事務局で用意するモニターを使用し、プレゼンスライド投影や企画提案提出書類についての補足説明等を行ってもよい。

※モニターに接続するパソコン機器を持参してもよい。

4 審査方法

各審査委員は、別紙「プロポーザル審査基準」に基づき、上記3を審査する。

（1）各審査委員は、別紙「プロポーザル審査基準」の審査対象内容ごとに評価を行う。

ただし、別紙「プロポーザル審査基準」の「(9)経費の妥当性・経済性」については、事務局が採点を行う。

（2）業務委託候補者の選定は、点数の合計が最も高い事業者とする。

（3）点数が同点となった場合は、金額の安いほうを業務委託候補者として選定する。

（4）仕様を満たさない項目がある場合は失格とする。

（5）企画提案書の提出が1者の場合においても、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を業務委託候補者として選定する。

（6）審査結果については、審査委員会開催後に、全ての参加者に文書（電子メール）で通知する。

5 その他

この要領に定めのない事項については、審査委員会で協議の上、決定する。